

文部科学省告示第九十号

登録無形文化財の登録並びに保持者及び保持団体の認定の基準を次のように定める。

令和三年六月十四日

文部科学大臣 萩生田 光一

登録無形文化財の登録並びに保持者及び保持団体の認定の基準

第一 登録無形文化財の登録基準

(芸能関係)

保存及び活用のための措置が特に必要な演劇、音楽、舞踊その他の芸能（重要無形文化財及び文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 芸術上の価値の高いもの
- 二 芸能史上の意義を有するもの
- 三 芸能の成立又は変遷の過程を示すもの

(工芸技術関係)

保存及び活用のための措置が特に必要な陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術（重要無形文化財及び文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。）

（のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

一 芸術上の価値の高いもの

二 工芸史上の意義を有するもの

三 工芸技術の成立又は変遷の過程を示すもの

第二 登録無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

（芸能関係）

保持者

登録無形文化財に登録される芸能（以下単に「芸能」という。）を体得し、かつ、これに精通している者

保持団体

芸能を体得し、かつ、これに精通している者が主たる構成員となっている団体

（工芸技術関係）

保持者

登録無形文化財に登録される工芸技術（以下単に「工芸技術」という。）を体得し、かつ、これに精通している者

保持団体

工芸技術を体得し、かつ、これに精通している者が主たる構成員となっている団体